

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成19年12月19日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第56号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年12
月19日京都市条例第31号）の施行期日は、平成19年12月27日とする。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）